



JASDAQ

平成 23 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル ガ レ ー ジ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 林 郁  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 4 8 1 9 )  
( U R L <http://www.garage.co.jp/> )  
問 い 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト ス トラ テ ィ 本 部 長  
曾 田 誠  
T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 1 1 1 1

## 役員報酬制度の改定及び株式報酬型ストックオプション (新株予約権) 制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、より中長期的な視点で業績の向上と企業価値の向上を図っていく観点から、現在の取締役報酬枠（年額 5 億円）の範囲内で、会社法 361 条の規定に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対して中長期インセンティブ報酬として株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与するための取締役報酬制度改定に関する議案について、平成 23 年 9 月 27 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会に付議することを決定致しましたので、お知らせ致します。

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入する理由及び株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入する理由

取締役（社外取締役を除く。）の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、取締役（社外取締役を除く。）の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入するものであります。

#### 2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

##### (1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の個数は 200 個を上限と致します。

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権 1 個当たりの

目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は1株と致します。

但し、当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）後に、株式の分割または併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることと致します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が割当日後に、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転または株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものと致します。

### （3）新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された公正価額を基準として、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める額を新株予約権1個当たりの払込金額と致します。なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役に対して、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給し、払込金額の払込債務と当該報酬債権を相殺するものと致します。

### （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額と致します。

### （5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内と致します。

### （6）新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものと致します。

### （7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものと致します。

### （8）その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものと致します。

※上記の内容については、平成23年9月27日開催予定の当社第16回定時株主総会において、

「役員報酬制度の改定及び株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度の導入の件」が承認可決されることを条件と致します。

**【ご参考】**

当社執行役員に対しても上記と同内容の株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を取締役会の決議により割り当てる予定です。

以上